（大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正）

第四条　大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項第八号中「同条第二項」を「同法第十七条第二項」に改め、同項第五十一号中「第十三号、第十五号、第十七号、第二十号、第二十三号、第二十五号、第二十九号又は第三十一号」を「第十六号、第十八号、第二十号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第三十二号又は第三十四号」に改め、同号を同項第五十四号とし、同項中第五十号を第五十三号とし、第二十八号から第四十九号までを三号ずつ繰り下げ、同項第二十七号中「次条第二項第二十五号」を「次条第二項第二十八号」に改め、同号を同項第三十号とし、同項中第二十六号を第二十九号とし、第十三号から第二十五号までを三号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の三号を加える。

十三　河川法第二十二条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による収用、使用若しくは処分をし、又は同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により業務に従事させること。

十四　河川法第二十二条第三項から第五項まで（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。

十五　河川法第二十二条第六項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により損害を補償すること。

第三十一条第三項ただし書中「第二十六号、第三十二号から第三十八号まで、第四十一号から第四十三号まで、第四十七号、第四十九号又は第五十号」を「第十四号、第十五号、第二十九号、第三十五号から第四十一号まで、第四十四号から第四十六号まで、第五十号、第五十二号又は第五十三号」に改め、同条第四項中「第十三号、第十五号、第十七号から第二十号まで、第二十三号、第二十五号、第二十九号、第三十一号、第三十四号、第三十九号、第四十号、第四十八号、第五十号又は第五十一号」を「第十六号、第十八号、第二十号から第二十三号まで、第二十六号、第二十八号、第三十二号、第三十四号、第三十七号、第四十二号、第四十三号、第五十一号、第五十三号又は第五十四号」に改める。

第三十二条第二項第四十九号中「第十二号、第十四号、第十六号、第十八号、第二十一号、第二十三号、第二十七号又は第二十九号」を「第十五号、第十七号、第十九号、第二十一号、第二十四号、第二十六号、第三十号又は第三十二号」に改め、同号を同項第五十二号とし、同項中第四十八号を第五十一号とし、第十二号から第四十七号までを三号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の三号を加える。

十二　河川法第百条第一項において準用する同法第二十二条第一項の規定による収用、使用若しくは処分をし、又は同法第百条第一項において準用する同法第二十二条第二項の規定により業務に従事させること。

十三　河川法第百条第一項において準用する同法第二十二条第三項から第五項までの規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。

十四　河川法第百条第一項において準用する同法第二十二条第六項の規定により損害を補償すること。

第三十二条第三項ただし書中「第二十四号、第三十号から第三十六号まで、第三十九号から第四十一号まで、第四十五号、第四十七号又は第四十八号」を「第十三号、第十四号、第二十七号、第三十三号から第三十九号まで、第四十二号から第四十四号まで、第四十八号、第五十号又は第五十一号」に改め、同条第四項中「第十二号、第十四号、第十六号から第十八号まで、第二十一号、第二十三号、第二十七号、第二十九号、第三十二号、第三十七号、第三十八号、第四十六号、第四十八号又は第四十九号」を「第十五号、第十七号、第十九号から第二十一号まで、第二十四号、第二十六号、第三十号、第三十二号、第三十五号、第四十号、第四十九号、第五十一号又は第五十二号」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂
国土交通大臣　中野　洋昌

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百十号

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年六月十三日とする。

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　武藤　容治

株式会社商工組合中央金庫法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百十一号

株式会社商工組合中央金庫法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）の一部の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）を実施するため、この政令を制定する。

（株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部改正）

第一条　株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第六条第一項第十二号」を「第六条第一項第十一号」に改める。